

第
一
章

第2次亀山市環境基本計画について

第Ⅰ章 第2次亀山市環境基本計画について

本章では、計画の前提となる本市の自然的、経済的、社会的条件・状況並びに計画に関する基本的な事項である、計画の背景と趣旨、策定の考え方、前環境基本計画について、策定にあたっての取組及び計画期間と見直しについて記載しています。

本市の自然的、経済的、社会的条件・状況

豊かな自然

身近にある歴史文化

交通の要衝としての経済発展

本市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋からは約50km、大阪からは約100kmに位置しています。

本市の北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いています。本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が西から東に流れ、伊勢湾へと注いでいます。



石水渓の清流

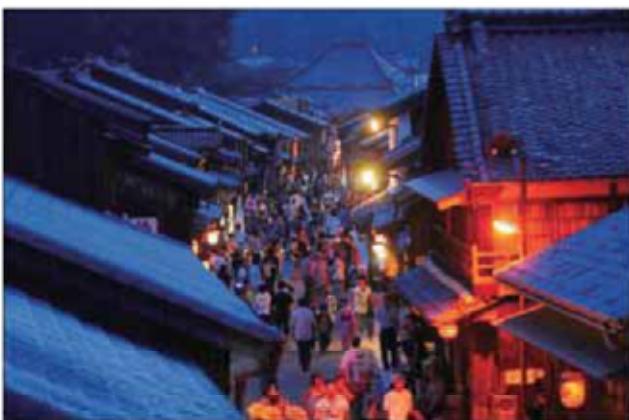


亀山市南西より市内一帯

本市の2019（令和元）年の年間平均気温は15.9℃、冬季（2019（平成31）年1月）の平均気温は4.9℃と温暖で暮らしやすい気候となっています。

本市の歴史は古く、古代、鈴鹿関は、越前愛発関、美濃不破関とともに古代三関と呼ばれ、都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

江戸時代に入ると、亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町として賑わいました。中でも関宿は、東の追分で東海道と伊勢別街道が、西の追分で鈴鹿峠越えの東海道と加太越えの大和・伊賀街道が、それぞれ分岐していたため、参勤交代や伊勢参りなど、多くの人やものが行き交いました。また、亀山宿では、亀山城を中心としたまちが形成されたことから、宿場町に加え城下町の性質も併せ持つまちとなり、現在の中心市街地の基礎となっています。



関宿のまちなみ



旧亀山城多門櫓

明治時代の中頃には、関西鉄道（現関西本線）と参宮鉄道（現紀勢本線）が相次いで開通し国有化されたことから、亀山は両線が分岐する鉄道のまちとして発展してきました。

また、道路については東海道が国道1号として整備されましたが、東海道新幹線や名神高速道路など第一国土軸が滋賀県方向に整備されたため、国土の主軸から外れ、緩やかな成長を遂げるにとどまっています。

しかし、東名阪自動車道、近畿自動車道伊勢線が整備されてからは、名阪国道や国道1号とも結節して、企業が立地し内陸産業都市として発展してきました。近年では、新名神高速道路 新四日市JCT—亀山西JCT間が開通し、本市を含む沿線市町の産業や観光などの振興に大きく寄与することが期待されています。また、災害時の緊急輸送路としての活用も見込まれ、その交通利便性・重要性は一層高まっています。

このように、本市はそれぞれの時代を通して交通の結節点としての役割を担ってきました。今後は、リニア中央新幹線の市内駅誘致など、更なる結節点としての飛躍が期待されます。



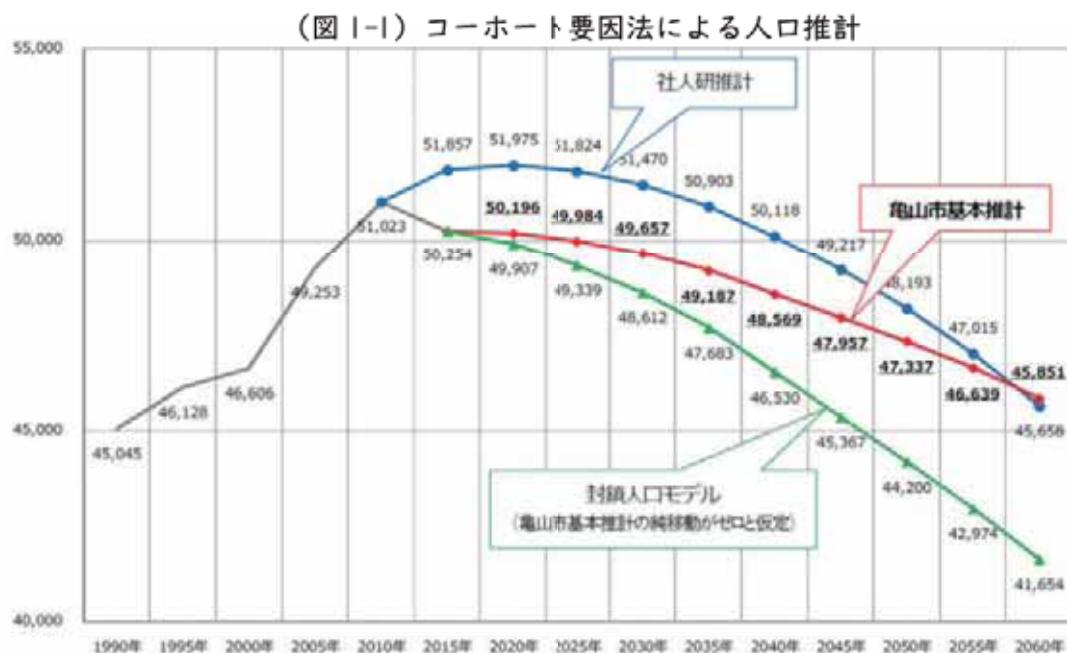
市内の企業立地

新名神高速道路 亀山ジャンクション

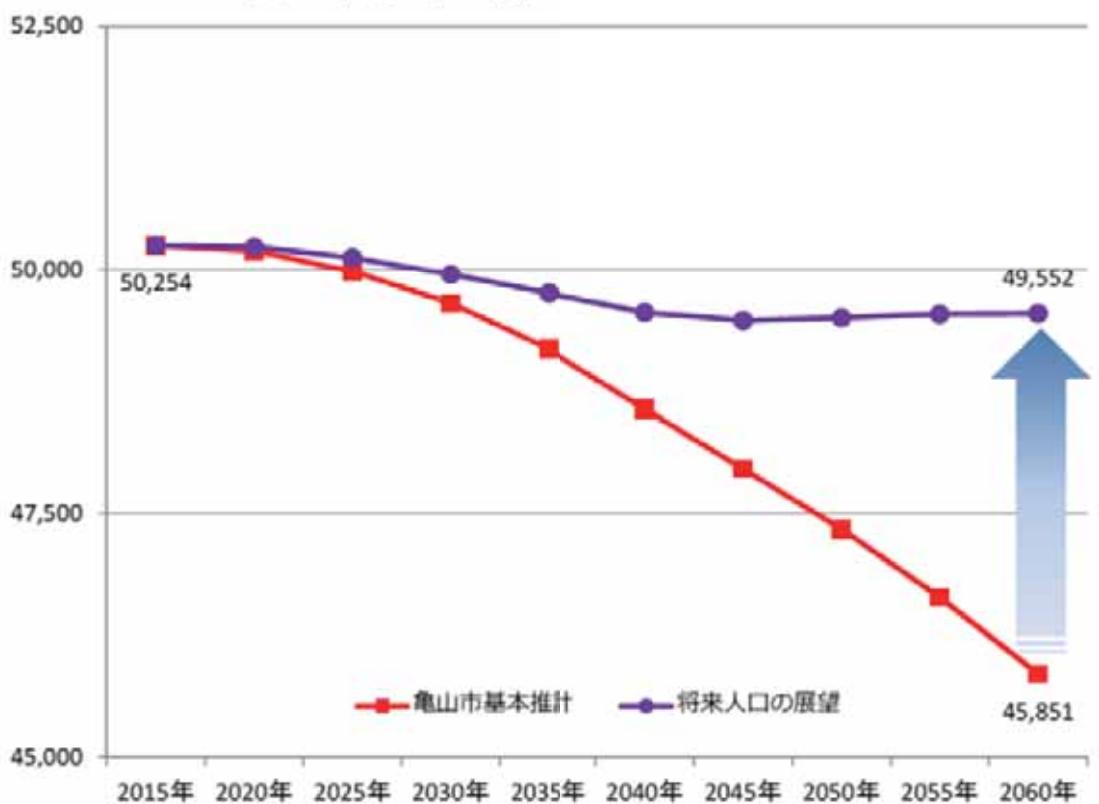
本市においては、1970（昭和45）年以降は人口増加が続き、特に2000（平成12）年以降はそのペースが加速しました。国が2008（平成20）年、三重県が2009（平成21）年にそれぞれ人口のピークを迎える中、本市では2010（平成22）年時点でも人口増加が続けていました。

こうした人口増加傾向にあった2005（平成17）年と2010（平成22）年の国勢調査結果を基に国立社会保障・人口問題研究所が算定した本市の将来推計人口においてすら、出生率の低迷などの要因から、2020（令和2）年をピークに総人口は減少に転じ、2060（令和42）年人口は46,000人を割り込む予想となっています。

しかしながら、亀山市人口ビジョンにおいては、2060（令和42）年までの長期的な見通しの中で、中長期的に見た人口減少局面への推移は避けがたい状況であるとしつつも、市の人口展望としては、自然減・社会減の対策を効果的に進めていくことにより、約4,000人の人口減少の抑制効果を発揮させ、2060（令和42）年に概ね50,000人の総人口確保を目指すものとしています。



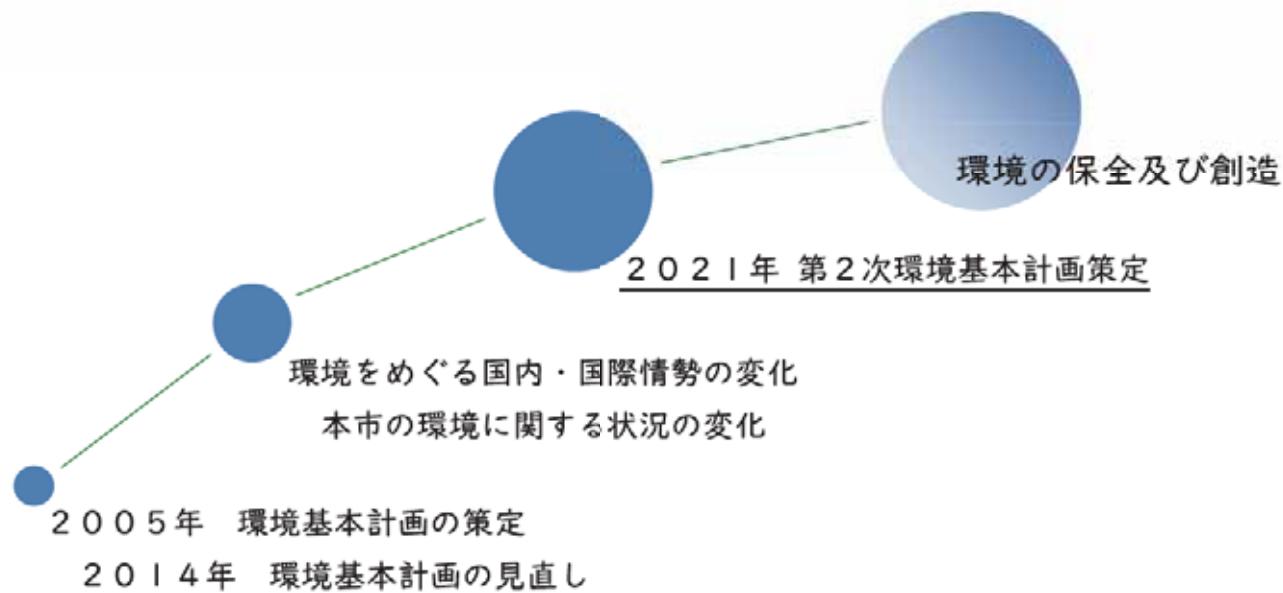
(図1-2) 亀山市の将来人口の基本推計と将来展望



出典：「亀山市人口ビジョン」

(参考) コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。すでに生存する人口については、加齢とともに生ずる死亡と人口移動を差し引いて将来の人口を求めます。

2 背景と趣旨



本市では、亀山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2005（平成17）年1月に「環境基本計画」を策定しました。

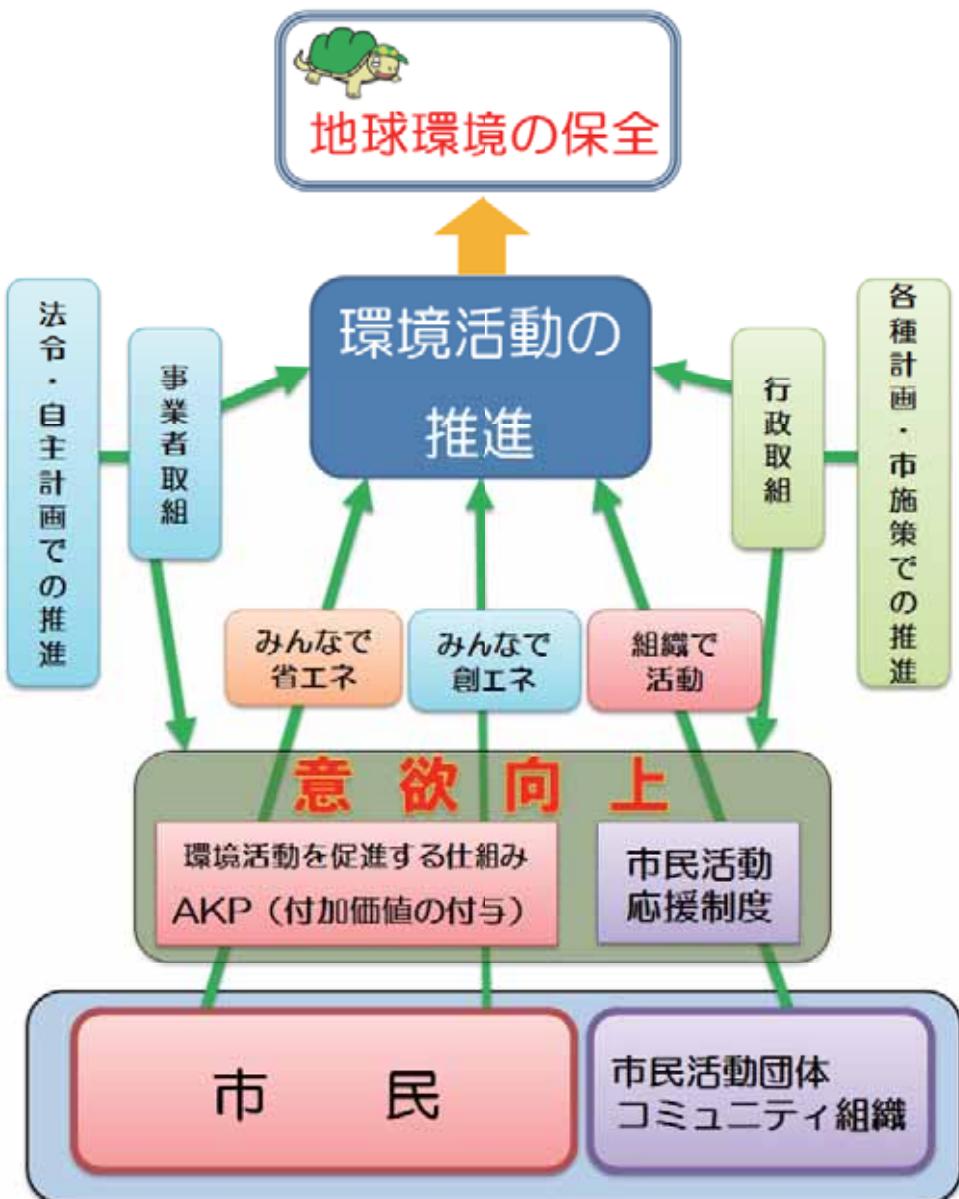
その後、2013（平成25）年9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」による地球温暖化への人類の決定的な関与やCOP10を皮切りに注目を集め始めた生物多様性の保全、そして東日本大震災における日本のエネルギー構造の大きな変遷等、目まぐるしく変化する環境問題に、地域の自然的・社会的条件を加味し、それぞれの地域において柔軟に対応すべく、2014（平成26）年3月にこの環境基本計画を見直し、「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を目指し、「参画・教育」「共生」「安心」「循環」「低炭素」の5つの基本目標に基づき、各種施策に取り組んできました。



また、本市では、2008（平成20）年度に京都議定書第1約束期間に合わせて「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化の防止を推進してきました。

2014（平成26）年3月には、環境基本計画の見直しと併せて、「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」を新たに策定し、環境基本計画の地球温暖化防止対策に関する施策の実現に取り組んできました。

なかでも、2010（平成22）年度には環境家計簿「エコライフチェック」の取組を開始するとともに、2014（平成26）年度からはこれを発展させた亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）を展開し、市民の省エネルギー行動を促進するなど、地球温暖化防止対策に取り組んできました。



亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）は、市民の省エネルギー行動等にポイントを付与し、獲得ポイントに応じたインセンティブ（動機付け）を与え、地球温暖化防止に関する取組を広く展開しようとする事業であり、2014（平成26）

年度から2016（平成28）年度まで事業を実施し、2017（平成29）年度において事業の検証を行ったところその有効性が確認されたことから、新規参加者の確保により取組のすそ野を広げる等の新たな視点を取り入れ、2018（平成30）年度から2019（令和元）年度まで事業を実施し、多くの市民の参加により、省エネルギー行動等の定着化が図られるとともに二酸化炭素の削減に寄与することができました。

さらに、2017（平成29）年3月には、2006（平成18）年3月に策定し、概ね5年ごと（2011（平成23）年3月・2017（平成29）年3月）に改定を行ってきた、一般廃棄物の適正な処理を進めるための長期的な基本方針を明確にする「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）」を改定し、ごみの排出抑制及び資源化並びに生活排水処理率の向上等に取り組んできました。

特に、2008（平成20）年9月から継続して取り組んできた鈴鹿市との広域連携によるレジ袋削減運動の取組については、運動開始以降、スーパー・マーケット等におけるレジ袋辞退率は概ね90%を維持しました。また、近年においては、食品ロス削減に向けた取組を推進しています。



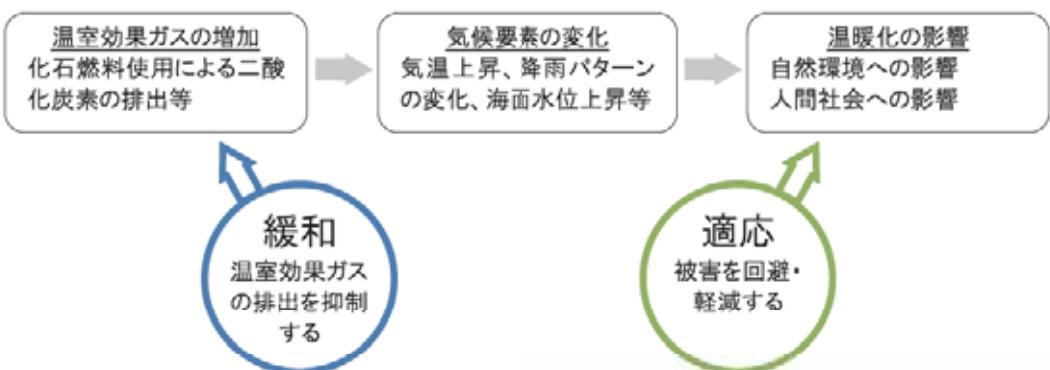
また、2019（平成31）年3月29日には、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を施行し、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくための取組を進めています。

加えて近年においては、本市の自然的・社会的特性に応じた施策の策定・実施や、時代を先取る有効な環境政策の研究・立案を行うシンクタンクである「亀山市総合環境研究中心」とともに生物多様性地域戦略に関する調査研究を進めるなど、本市における多種多様な生物の保全及び持続可能な利用を図り、人と共生していくために「亀山市生物多様性地域戦略」の策定に向けた取組に注力してきました。

また、2019（令和元）年度には、地域課題や地域の魅力発信、コミュニティビジネスなど、地域に根ざした様々な取組やその活動の中間支援など、地域で活躍できる人材を育む学びの仕組みであるかめやま人キャンパスにおいて、環境資源を活用した地域おこし等をプロデュースする学びを実施する「森と水の守り人養成講座」を開講し、地域人材の育成を進めています。

この間における国際的な動向として、地球規模の環境の危機を反映し、2015（平成27）年には持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、環境に関する国際的に大きな動きがありました。

我が国においても、2018（平成30）年に「第5次環境基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会の構築に向けた基本的な方向性が明らかにされました。また、同年12月には「気候変動適応法」が施行され、地球温暖化の緩和に加え、気候変動への適応の取組が本格化するとともに、地方公共団体の責務として、「その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」及び「その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図ること」が定められました。



さらに、2020（令和2）年10月には、国会において「2050（令和32）年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする」ことが表明されるなど、脱炭素社会に向けた取組が加速しています。

三重県においても、2019（令和元）年12月には「2050年までに、県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すことを主旨とする「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」が宣言されるとともに、2020（令和2）年3月には「三重県環境基本計画」の改定により「スマート社会みえ」の実現に向けた環境施策パッケージが示され、環境への取組が進められています。

また、中華人民共和国湖北省武漢市において、2019（令和元）年12月に、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されて以来、世界各地で多数の患者が発生しています。日本国内でも感染が初めて確認されて以降感染が拡大しており、収束の見通しが立たない状況です。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや、「3密（密集・密接・密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

本市においても外出機会の減少等による家庭系ごみの増加、マスク着用などに伴う熱中症リスクの増大など、市民生活にも大きな影響が表れています。

今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、感染症を媒介する動物の分布域が拡

大することが予想されており、感染症対策は今後一層重要になると考えられます。

こうした動きに対応するとともに、本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、亀山市環境基本条例に掲げる基本理念及び基本方針のもと、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策をより一層推進するため、第2次亀山市環境基本計画を策定します。

本市における主な環境に関する取組

2005（平成17）年1月

「亀山市環境基本計画」策定

「亀山市総合環境研究センター」発足（2019（令和元）年度まで活動）

2006（平成18）年3月

「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）」策定
(以降概ね5年ごとに改定)

2006（平成18）年度

亀山里山公園「みちくさ」開園

2008（平成20）年度～2020（令和2）年度

レジ袋削減（有料化）・マイバッグ推進運動を展開

2008（平成20）年12月

「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」策定

2010（平成22）年度～2012（平成24）年度

環境家計簿「エコライフチェック」への取組

2010（平成22）年度

溶融飛灰の再資源化処理による最終処分量ゼロ

西部の森林地域と関宿周辺地域の鉱区禁止地域への指定が決定

2011（平成23）年度

亀山森林公園「やまびこ」開園

2011（平成23）年度

市条例により資源物の持ち去り対策を強化

2014（平成26）年3月

「亀山市環境基本計画」見直し

「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」策定

2014（平成26）年度～2016（平成28）年度

2018（平成30）年度～2019（令和元）年度

亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）を展開

2018（平成30）年5月

「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」設立

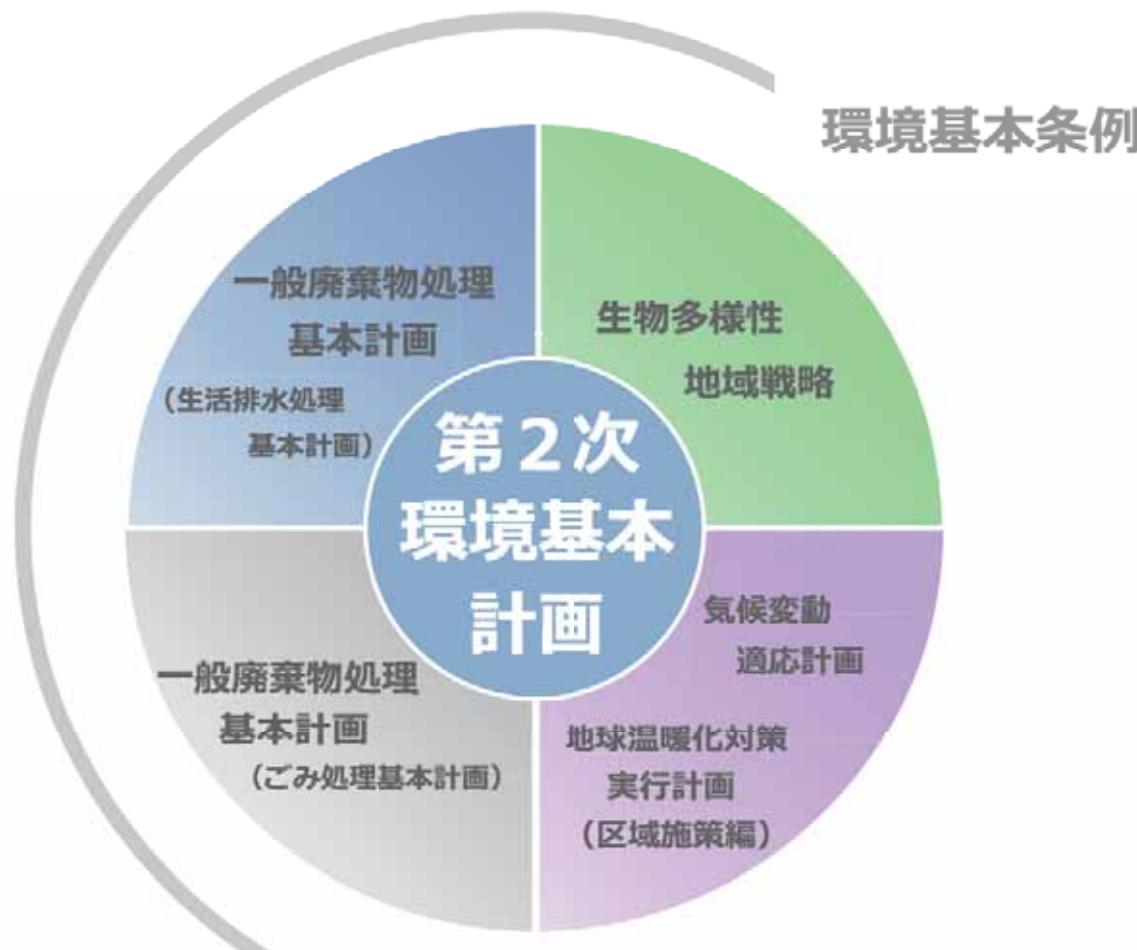
2019（平成31）年3月

「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」施行

3 策定の考え方

今般の策定にあたっては、これまで個別計画として策定していた「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」及び「亀山市一般廃棄物処理基本計画」を第2次亀山市環境基本計画に内包して策定するとともに、新たに、多種多様な生物の保全及び持続可能な利用を図り、人と共生していくための「亀山市生物多様性地域戦略」及び現在生じており、また将来予測される気候変動の影響による被害の回避・軽減などの適応を図るための「亀山市気候変動適応計画」を第2次亀山市環境基本計画と一緒に策定します。

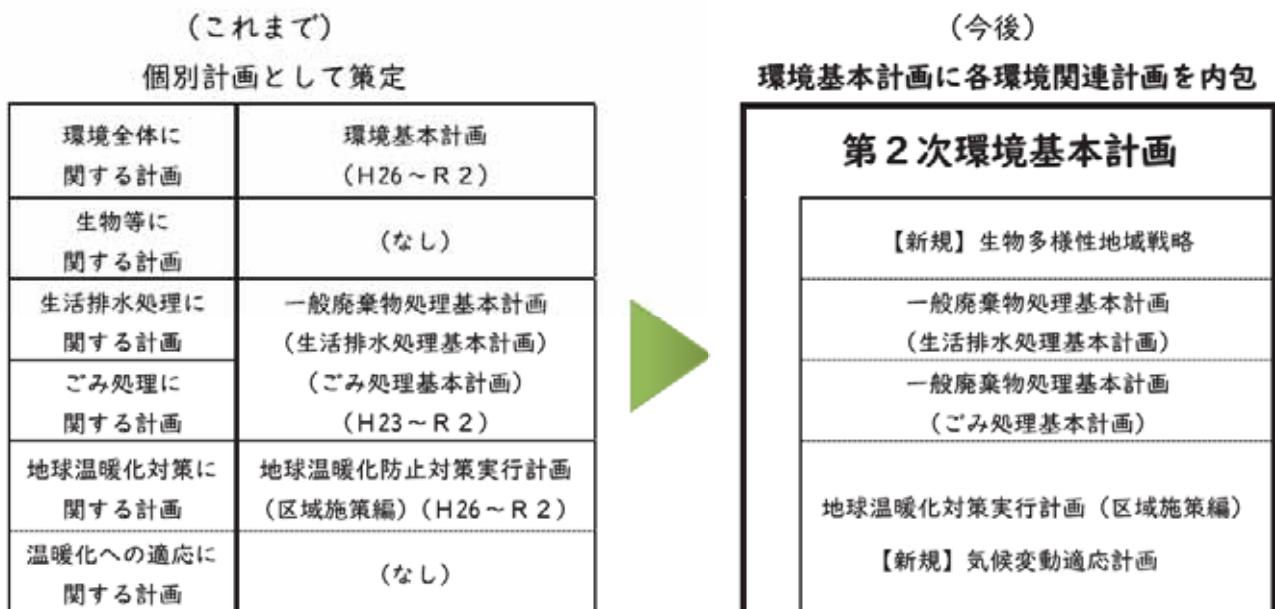
このことにより、環境に関連する各計画等相互の一層の整合を図るとともに、効果的な施策の実施に繋げ、第2次亀山市総合計画の将来都市像「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の実現に向け、環境政策を横断的かつ総合的に推進します。



第2次亀山市総合計画の将来都市像

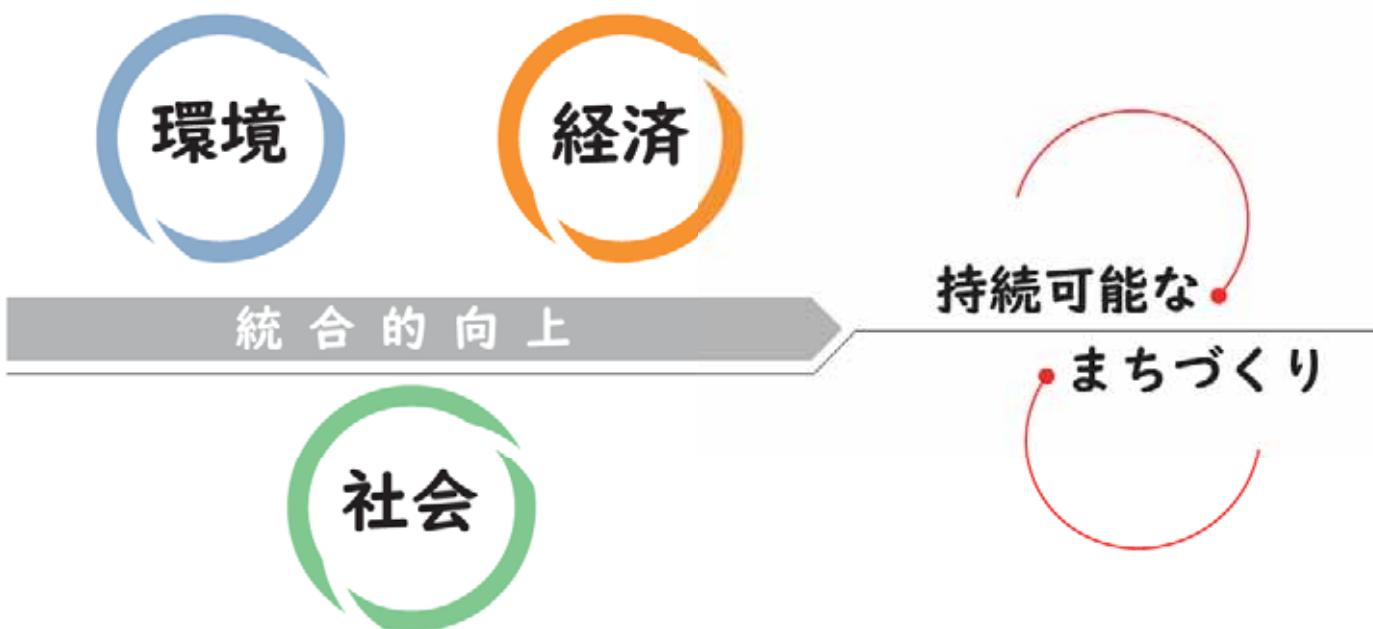
歴史・ひと・自然が心地よい

緑の健都 かめやま



また、環境基本法及び同法に基づく国の環境基本計画並びに三重県環境基本条例及び同条例に基づく三重県環境基本計画その他関連計画の趣旨を尊重し、取組を進めていきます。

なお、本計画の策定にあたっては、国際社会共通の目標として国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、環境・経済・社会の統合的向上に寄与することを目指します。



さらに、未来のみんなの笑顔を思い浮かべよう、そんな思いから、SDGsの考え方方に「+SMILE（笑顔をみんなに）」を加え

住み続けられる持続可能（Sustainable）な まちづくりの道しるべ（Milestone）

となるよう取組を進めていきます。



SDGs + SMILE

1 貧困をなくそう



2 飲食をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

4 前計画について

(1) 環境基本計画

①計画の成り立ち

合併前の亀山市及び関町は、2003（平成15）年7月、同様の条項を有する環境基本条例をそれぞれ施行しました。この条例では、自然との共生、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築をすべての者の参加と協働により目指すこととしており、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため「環境基本計画」を策定することを義務づけました。

これを受け、合併後の亀山市の環境まちづくりを行うとともに、環境の保全及び創造に市民、事業者、行政が一体となって取り組んで行くため、合併後の亀山市における環境基本計画を策定することとなりました。

環境基本計画の検討においては、「亀山市・関町合同環境審議会」の開催、両市町の住民による「住民環境会議」、同じく事業者による「亀山・関事業者環境推進協議会（事業者環境推進協議会）」を設立し、それぞれの協力を得て作業を進めるとともに、計画推進体制の基盤づくりを行いました。

2005（平成17）年1月11日の合併により、2024（平成36）年度を目標年度とする「亀山市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、環境情勢の大きな変化に対応するために2014（平成26）年3月に、環境基本計画を見直し、「かめやま環境プラン」として、目指す環境の姿を「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」とするとともに「参画・教育」「共生」「安心」「循環」「低炭素」の5つの基本目標を設定し、2020（令和2）年度を目標年度として各種施策に取り組んできました。



②前計画の評価

前計画の各基本目標（「参画・教育」「共生」「安心」「循環」「低炭素」）に関する目標の達成状況及びその評価は次のとおりです。

※現時点で目標年度である令和2年度の値を把握できないことから、市民満足度は平成29年度アンケート結果の値を、その他の指標については令和元年度の実績値または把握可能な最新の実績値を使用し、比較しています（他の計画において同じ。）。

■：目標に達したもの ■：目標に達しなかったもの

I) 基本目標「自主・協働による取組の促進」（参画・教育）

基本目標「参画・教育」については、多様な主体との連携・協力による亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公园「やまびこ」におけるイベント実施や里山塾の開講、市民、企業、学識経験者、行政の連携と協働による会故の森の整備活用や、時代を先取る有効な環境政策の研究・立案を行う「亀山市総合環境研究センター」の設置による環境施策の推進などを進めてきましたが、「環境教育に満足している市民の割合」・「地域や自治会などの環境活動に満足している市民の割合」とともに、目標値に達していない状況です。

（表 I-I）基本目標（参画・教育）に係る目標達成状況

基本目標	施策の方針	指標	目標値（R2）年度
			現状値（H29）
			（策定時：H24）
I　自主・協働による取組の促進（参画・教育）	環境教育・環境学習の推進	環境教育に満足している市民の割合	35%
			23% (24%)
	推進体制の整備	地域や自治会などの環境活動に満足している市民の割合	40%
			36% (32%)

2) 基本目標「自然との共生」(共生)

基本目標「自然との共生」については、森林整備の促進、耕作放棄地の解消、環境に配慮した開発行為の指導等に努めてきました。また、「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」の施行や「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」の設立など、今後の取組展開に向けた基盤づくりを進めてきましたが、市内において大規模な開発行為が行われたこと、高齢化や担い手不足等による身近な里山や森林、農地の荒廃等により目標値に達していないものと考えられます。

(表1-2) 基本目標(共生)に係る目標達成状況

基本目標	施策の方針	指標	目標値(R2)年度
			現状値(H29)
			(策定時:H24)
2 自然との共生 (共生)	豊かな自然の保全	豊かな自然(水のきれいさ、緑の多さ)に満足している市民の割合	75% 60% (63%)
		森林整備面積	282ha/年
		※現状値(R1)	183ha/年 (150ha/年)
	里山・農地の保全	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア(目標値は2022(令和4)年)	60% 22.3% (19%)
		動物や植物の多さに満足している市民の割合	55% 51% (46%)
	生物の多様性の確保	自然とのふれあいに満足している市民の割合	80% 64% (68%)
	自然とのふれあいの創出		

3) 基本目標「快適な生活環境の創造」(安心)

基本目標「快適な生活環境の創造」については、公園等の管理に係る環境美化ポランティアの周知や公害苦情への対応、公共下水道等の整備など、生活排水処理率の向上に向けた取組等により各指標の向上に取り組んできたことによって策定時よりも高い値となっていますが、目標値には達していない状況です。

(表 I-3) 基本目標（安心）に係る目標達成状況

基本目標	施策の方針	指標	目標値（R2）年度
			現状値（R1）
			(策定時：H24)
3 快適な生活環境の創造 (安心)	快適な生活空間の創出	公園・緑地の環境美化ポランティアの団体数	29 団体 18 団体 (15 団体)
	環境に配慮した事業活動の促進	工場・事業所の対応に満足している市民の割合 ※現状値（H29）	40% 37% (30%)
	生活排水処理対策の推進	生活排水処理率（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）	84.0% 81.4% (72%)

(生活排水処理率については、2017（平成29）年3月に改定した龟山市一般廃棄物処理基本計画（改定版）において目標を94.6%から84.0%に見直しました。)

4) 基本目標「循環型社会の構築」(循環)

基本目標「循環型社会の構築」については、ごみの資源分別品目の拡充や市民団体等による資源物回収活動の推進等による再生利用の拡大に取り組むとともに、溶融飛灰の全量再資源化を開始し、最終処分を行わないごみ処理を進めてきましたが、古紙類の排出量減少等により一般廃棄物のリサイクル率は策定時よりも低い値となっています。また、ごみ処理対策に満足している市民の割合については、策定時よりも高い値となっていますが、目標値には達していない状況です。

(表 I-4) 基本目標（循環）に係る目標達成状況

基本目標	施策の方針	指標	目標（R2）年度
			現状値（R1）
			(策定時：H24)
4 循環型社会の構築 (循環)	ごみ減量と再使用・再生利用の推進	一般廃棄物のリサイクル率	42% 30.8% (39%)
	ごみの適正処理の推進	ごみ処理対策に満足している市民の割合 ※現状値（H29）	80% 75% (70%)

(一般廃棄物のリサイクル率については、2017（平成29）年3月に改定した龟山市一般廃棄物処理基本計画（改定版）において目標を45%から42%に見直しました。)

5) 基本目標「低炭素社会の構築」(低炭素)

基本目標「低炭素社会の構築」については、環境家計簿「エコライフチェック」や環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）を展開し、市民の省エネルギー行動等の促進に努めてきましたが、太陽光発電導入率及び低公害車・低燃費車の導入率については、目標値には達していない状況です。

また、本市における二酸化炭素削減量は、製造業の影響を大きく受けるため参考値となります。しかし、亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）等による市民の省エネルギー行動等の促進や、啓発活動による効果があったものと考えられます。

(表 I-5) 基本目標（低炭素）に係る目標達成状況

基本目標	施策の方針	指標	目標値（R2）年度
			現状値（H29）
			(策定時：H24)
5 低炭素社会の構築 (低炭素) 地球温暖化防止対策実行計画 【区域施策編】	二酸化炭素の排出抑制	(参考) 二酸化炭素削減量（総量） H20年度比 (H20年度：1,998千t-CO ₂ H29年度：1,671千t-CO ₂)	▲256千t-CO ₂ ▲327千t-CO ₂ (-)
		太陽光発電導入率 (市内：50kW未満)	17.5% 11.8% (6.7%)
	道路交通対策の推進	低公害車・低燃費車の導入率	53.4% 28.7% (25.2%)

6) 総括

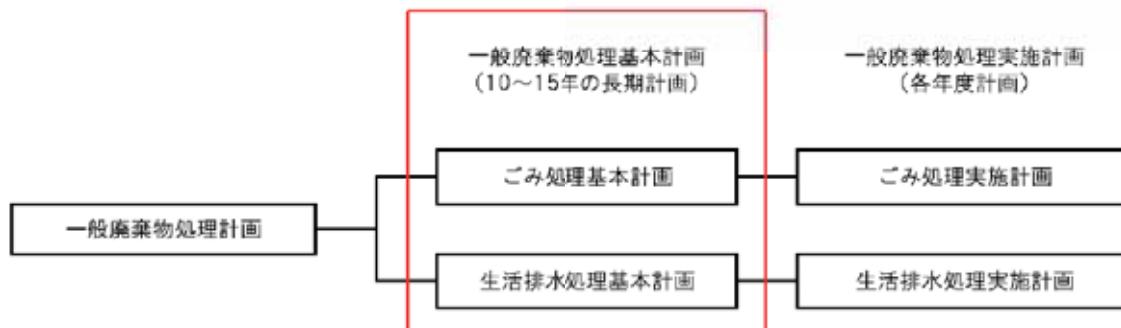
前計画において設定した指標のうち、環境に関する市民満足度については、ほとんどの指標において平成24年度策定時の現状値を上回っていますが、令和2年度目標値に達した指標はないことから、環境に関する市民満足度の向上に一層努めていく必要があります。

また、成果に関する指標についても、同様にほとんどの指標において上回っていますが、製造業の動向によって大きく変動する二酸化炭素削減量を除いて目標値に達した指標はなく、より効果的な取組を検討し、進めていく必要があります。

(2) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）

① 計画の成り立ち

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、その基本方針を明確にするものです。



一般廃棄物処理計画の構成

本市では、2006（平成18）年3月に「亀山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本市におけるごみ処理及び生活排水処理に関する方向性を示しました。その後、ごみ処理・生活排水処理や社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごと（2011（平成23）年3月・2017（平成29）年3月）に計画を改定してきました。

その間、2008（平成20）年度には、鈴鹿・亀山地区におけるレジ袋削減（有料化）・マイバッグ推進運動を展開し、運動開始以降、スーパー・マーケット等におけるレジ袋辞退率は概ね90%を維持してきました。

また、本市では、2010（平成22）年度以降、ごみの溶融処理後に生じる溶融飛灰の全量を山元還元方式により再資源化処理し、最終処分量ゼロを達成するとともに、2011（平成23）年度には亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、資源物の持ち去り対策を強化、2013（平成25）年度にはペットボトル・白色トレイの分別収集を開始し、近年では食品ロスの削減に関する取組のほか、雑がみ・その他色びんの分別収集に関する取組を進めています。

なお、生活排水処理基本計画は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽で構成される生活排水処理施設を計画的かつ効率的に整備する手法を定めた「生活排水処理アクションプログラム」の上位計画となっています。

②前計画の評価

龟山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）における目標のうち、「1人1日当たりのごみ排出量」、「資源化率」、「使用済小型電子機器の回収量」及び「生活排水処理率」については目標値に達していませんが、「最終処分量」については目標を達成しています。

今後は、「1人1日当たりのごみ排出量」の削減、「資源化率」「生活排水処理率」の向上などに努めるとともに、「最終処分量」ゼロの維持に取り組んでいく必要があります。

（表1-6）龟山市一般廃棄物処理基本計画に係る目標達成状況

目標	目標値（R2）年度
	現状（R1）年度
	（策定期：H27）
1人1日当たりのごみ排出量	925 g／人・日 943 g／人・日 (995 g／人・日)
資源化率	42.0% 30.8% (37.0%)
最終処分量	0 t 0 t (0 t)
使用済小型電子機器の回収量	1.5 kg／人・年 1.3 kg／人・年 (1.4 kg／人・年)
生活排水処理率	84.0% 81.4% (78.2%)

③主な課題に対する対応

前計画において設定された主な課題とそれに対する対応状況は次のとおりです。

(表1-7) 主な課題と対応状況

	主な課題	対応状況
1	溶融処理されるごみの性状	一般ごみとして収集してきた「その他紙類(いわゆる雑がみ)やその他色びん」について、2020(令和2)年10月からの試行実施を経て、2021(令和3)年4月から本格実施を開始し、資源化の拡大に取り組んでいます。
2	龟山市総合環境センター最終処分場の残余容量のひっ迫	2020(令和2)年度より、龟山市総合環境センター最終処分場に保管している固化飛灰について山元還元方式(※)以外の処理方法も視野に入れ試験的な処理を行い、残余容量の確保に向けた取組を進めています。
3	八輪衛生公苑最終処分場の掘起しごみの処理の遅延	改めて、埋立量や掘起し作業に関する実績を整理するとともに、必要に応じて埋立残量の調査を実施し、今後の処理作業の方向性を検討します。
4	ごみ処理経費の増加	龟山市総合環境センターの溶融施設運転管理業務委託について、2018(平成30)年度から5年間の複数年契約を導入し、経費縮減に取り組みました。 また、食品ロス削減に関する取組や雑がみ・その他色びんの分別収集を開始し、ごみの排出抑制と直接資源化量の拡大を推進するとともに、溶融処理量の縮減に努め、処理経費の軽減に取り組んでいます。
5	破碎粗大ごみ処理施設の老朽化	2020(令和2)年度に策定した長寿命化計画に基づき施設の延命化を図るなど、必要な対策を行います。
6	刈り草コンポスト化センターの赤字運営	2017(平成29)年3月に、併設する衛生センターし尿処理場を開鎖・廃止し、その跡地を刈り草コンポスト化センター敷地として一体的に環境整備し、2019(平成31)年4月以降、センターの管理運営を民間事業者に運営移譲しました。

※ 「山元還元方式」ごみの溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再生利用すること

(3) 亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】

①計画の成り立ち

亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】は、上位計画である亀山市環境基本計画の地球温暖化防止対策に関する項目を実現するためのものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項「都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。」の規定に定められた事項を準用して定めるものです。

本市では、2008(平成20)年度に京都議定書第1約束期間に合わせて「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化の防止を推進してきました。

また、2014(平成26)年3月には、推進計画の期間中に取り組んだ施策の成果と課題を踏まえつつ、今後の地球温暖化防止対策を具現化し実践するために、推進計画を改め、新たに亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】を策定し、市全体で地球温暖化防止対策を推進してきました。



この間の取組として、2006(平成18)年度から2013(平成25)年度にかけては、市内の住宅及び事業所における太陽光発電施設の設置に対し補助金を交付することにより、市内の太陽光発電施設の普及を支援するとともに、地球温暖化防止に関する意識の向上を図りました。また、2010(平成22)年度には環境家計簿「エコライフチェック」の取組を開始するとともに、2014(平成26)年度からはこれを発展させた亀山市環境活動ポイント制度(オール亀山ポイント:AKP)を展開し、市民の省エネルギー行動等を促進するなど、地球温暖化防止対策に取り組んできました。

特に亀山市環境活動ポイント制度(オール亀山ポイント:AKP)は、市民の省エネルギー行動にポイントを付与するとともに、獲得ポイントに応じたインセンティブ(動機付け)を与えることにより、市民の自発的な省エネルギー行動等を推進し、地球温暖化

防止に関する取組を広く展開しようとする事業であり、全国に類を見ない画期的な取組でした。

②前計画の評価

亀山市環境基本計画における低炭素社会の構築に関する指標及び亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】における二酸化炭素の排出量削減行動目標については、「ごみ処理量減量（発生量）」を除き目標に達した項目はなく、今後の取組について改めて検討していく必要があります。

（表1-8）二酸化炭素の排出量削減行動目標（市施策に関するもの）の達成状況

項目	目標値（R2）年度
	現状（H29）年度
	（策定時：H24）
市民：省エネ行動による削減（実施率）	71%
	54.2% (56%)
市民：省資源活動による削減（実施率）	100%
	95.8% (97.5%)
市民：省エネ機器買換えによる削減（買換え率）	76%
	35.6% (34%)
市民：新エネルギー導入による削減 (導入率)	12.7%
	6.7% (5.8%)
	17.5%
	11.8% (6.7%)
	7.2%
	2.9% (1.0%)
	13.6%
ごみ処理量減量（発生量）　※現状は2019（令和元）年度	10.8% (7.9%)
	5.5%
	1.3% (1.0%)
間伐面積（森林吸收）	53.4%
	28.7% (25.2%)
	282ha／年
	183ha／年
	(150 ha／年)

5 策定にあたっての取組

本計画の策定にあたっては、市民、事業者、学識経験者、行政等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において審議を重ねてきました。

また、市民をはじめ多くの意見を取り入れるため、環境に関する団体等へのアンケート及びヒアリングの実施、ワークショップの開催や地域まちづくり協議会との意見交換を行いました。

ワークショップは2回開催し、第1回ワークショップでは、環境に関する課題の抽出・解決策の検討を行うとともに、各課題に関するSDGsのゴールとの関連付けも行いました。

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで出された環境に関する課題の優先順位付けを行い、「良好な自然の維持」「災害対策」「農業の後継者確保」「ごみへの意識向上」「食品ロス削減」「森林の適切管理」など優先的に取り組むべき課題を抽出しました。

	令和元年度		令和2年度	
環境審議会	OR1.7.25 R1 第1回	OR2.1.20 R1 第2回 (合同開催)	OR3.3.3-17 R2 第1回 (書面会議)	OR3.3.22-29 R2 第2回 (書面会議)
廃棄物減量等 推進審議会	OR1.11.14 R1 第1回			
アンケート ヒアリング	OR1.9.20～OR1.9.24 「生物」・「森林」・「廃棄物」・「温暖化」・「県勢全般」について、関係団体等にアンケート及びヒアリングを実施。			
ワーク ショップ	OR1.10.13 第1回 課題の抽出・解決策の検討・SDGsとの関連付け	OR1.11.4 第2回 優先順位付け		
地域まちづくり協議会との意見交換			OR2.11.17 中間案について意見交換	

5 策定にあたっての取組



※本計画の各章の章末に、ワークショップ等でいただいた各章に関する主な意見を掲載しています。

※これらの取組に加え、計画の策定にあたっては、パブリックコメント手続きを実施。

6 計画期間と見直し

2021（令和3）年度 — 計画初年度

▽

▽

▽

▽ 2025（令和7）年度 — 見直し検討

▽

▽

▽

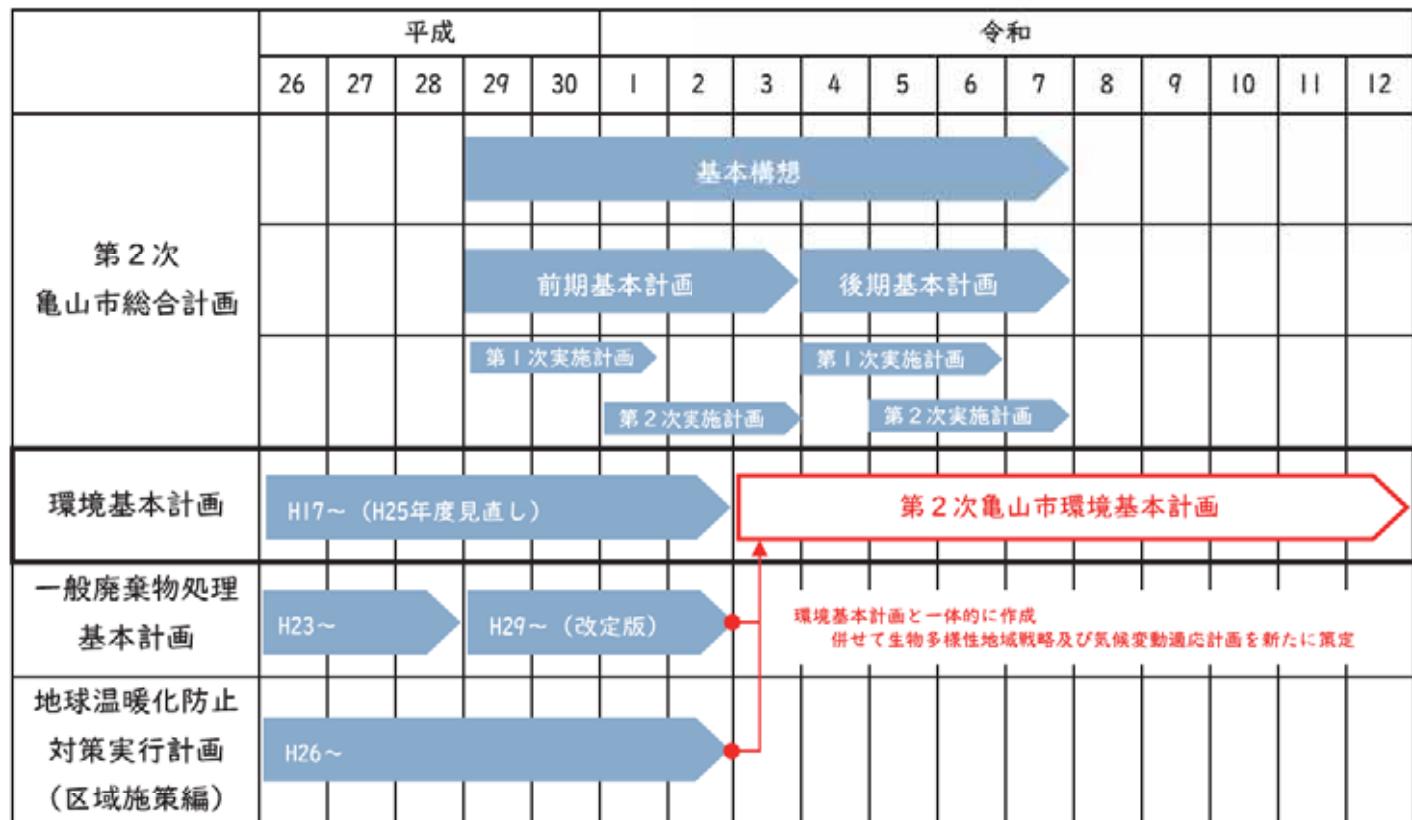
2030（令和12）年度 — 目標年度

本計画は、2021（令和3）年度を初年度とし、2030（令和12）年度（10年後）を目標年度とします。

これは、2030（令和12）年を目標年とするSDGs、同じく2030（令和12）年を目標年度とする三重県環境基本計画と整合を図るとともに、10年という長期的な視点での計画とするために設定するものです。

なお、社会情勢の変化や本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、5年を目処に見直します。

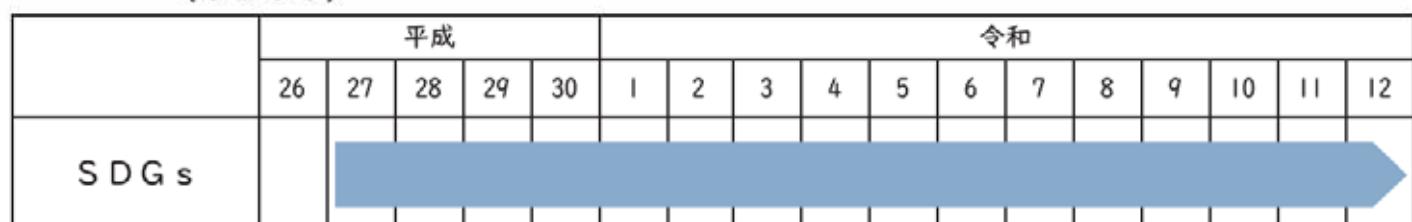
(亀山市)



(国・県)



(SDGs)



(参考：三重県の個別計画)

	平成					令和											
	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
みえ生物多様性 推進プラン	H24～																
三重県循環型社会 形成推進計画	H23～																
三重県地球温暖化 対策総合計画	H24～																

